

皆さんの防災活動

令和3年5月
防災部長

はじめに

政府・地震調査委員会が2018年6月に公表した「全国地震動予測地図」によると、横浜で今後30年以内に震度6弱以上の大きな地震が発生する確率は、なんと「82%」とのこと。横浜市は、巨大地震が起きた場合の最悪のパターンとして、避難者数は約57万人（市民の15%）、火災による建物焼失棟数は約8万棟と被害予測しています。私たちの町・新橋下では元禄型関東地震の場合は震度6弱（一部は6強）の揺れが想定されており、家屋の倒壊や消失等の深刻な地震被害が出ると予想されます。

大規模地震が発生し、自宅が倒壊した等の理由で住む家を失った方が避難する所が地域防災拠点（新橋小学校）で、避難生活に必要な物資が備えられていますが、地域の全員が避難できるスペースと物資がある訳ではありません。最大でも新橋地区全体で150名程度です。また、過去の災害においても体育館等のプライバシーのない空間での集団生活によるストレスや環境悪化により体調を崩してしまう等の健康被害が多く発生しています。

よって、各世帯において**自宅に住み続けることができる対策**を充実させていくことが最も重要となってきます。

従い各自治会員に於いては、防災訓練等に積極的に参加し防災活動を身に付けて頂くと共に、家庭内備蓄や家具転倒防止等の地震対策を万全にしていくことで、地域全体の防災力を強化して頂きたいようお願い申し上げます。

平時の皆さんの防災活動

防災推進班では、会員の皆様が実際に参加・体験できる講座や訓練等をできるだけ開催していこうと計画しています。下に挙げたのは開催しようと計画している防災活動です。都度案内を差し上げますので、会員の皆様には都合の許す限り積極的に参加頂きたいようお願い申し上げます。

- ・ 家族間連絡方法の取り決め： 各世帯で自主的に
- ・ 防災センター見学： 沢渡、横浜駅より徒歩10分 （各自直接申し込み）
- ・ 家庭防災員研修： 年4回程度泉消防署にて研修 （自治会経由申し込み R3分済）
- ・ 防災出前講座受講： 泉消防署より講師を派遣 （防災推進班が開催）
- ・ 新橋下防災訓練： 毎年9月予定 （防災推進班が開催）
- ・ 新橋連合防災訓練： 毎年3月予定 （連合・防災拠点運営委員会が主催）
- ・ 安否確認訓練： 年1回 時期未定 （防災推進班が実施）
- ・ 消火訓練： 年1回 新橋宮古公園 （防災推進班、初期消火・救出救護班が協催）
- ・ 防災資器材使用訓練： 年1~2回 （防災推進班、初期消火・救出救護班が協催）
- ・ 新橋ホーム防災訓練： 10月 （防災推進班が募集）

- ・炊き出し訓練： 年1回 時期未定 (避難者支援班が開催)
- ・簡易キャンプ体験訓練：未定 (防災推進班、避難者支援班が協催)

平時の皆さんの防災対策

地震対策

圧死対策 (家具配置見直し・家具転倒防止)

震度 5 弱の地震で不安定な家具・置物が倒れることがあるといわれています。背の高い家具や食器棚等の収納物が落ちることによって危険が生じるような場合には、転倒防止器具を取り付けることが望まれます。

特に寝室に背の高い家具は置かないことが望まれますが、置く必要がある場合には、寝具等の位置と家具の向き (倒れやすい方向等) を考慮して配置し、且つ、転倒防止器具 (突っ張り棒、ストッパー) を取り付けましょう。

ガラス飛散防止

ガラス飛散防止フィルムを貼るなどしてガラスが飛散しないようにしましょう。

火災対策

煙感知器：法律で設置が義務付けられています

消火器：各家庭 (又は近く) に最低 1 台は備えられたい。

感振ブレーカー (地震関連火災から自宅を守る通電火災対策)

自宅が地震による倒壊から免れた場合でも、火災によって焼失する恐れがあることが考えられます。阪神淡路大震災における火災の原因の 6 割以上 (原因不明分除く) が電気に関するものとされています。感震ブレーカーは避難する際のブレーカーの切り忘れを防止し、通電火災を防ぐ有効な対策となります。

備蓄対策 (ライフライン停止に備える水・食料・トイレパック等の備蓄)

大地震及び激甚災害発生後には物流が一定期間停止する恐れがあるため、水、食料が思うように手に入らないことが予想されます。

一人あたり 3 リットル最低 3 日分の備蓄が必要とされています。

また、トイレは下水管が壊れてしまった場合等、水洗で流すことができなくなる場合もあります。既存のトイレに取り付けるトイレパックを備え自宅で排泄できる環境を整えるなど、各家庭でのトイレ対策は重要です。

3 日間のライフライン停止に備えた水・食料・トイレパック等の備蓄は各自にて行ってください。自治会で備蓄することはありません。

但し、自治会では水・食料・トイレパックその他防災対策品などの斡旋を行う予定です。

非常備蓄品 (一人当たり) の例

- ・飲料水 9ℓ (3ℓx3 日分)
- ・食料 3 日分
- ・衣類・毛布

- ・衛生用品
- ・カセットコンロ・食器類

非常持ち出し品

自宅に住めなくなるような状況が発生した場合、即座に身支度を済ませ必要なものを持ち出せるよう、日ごろから一纏めにしておきましょう。

非常時持ち出し品の例

- ・飲料水・食品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- ・救急用品（常備薬、お薬手帳、消毒液、ばんそうこう、包帯など）
- ・ヘルメット、防災頭巾、マスク、軍手、雨具
- ・懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、携帯電話（充電器）
- ・衣類、下着、毛布、タオル、ビニールシート、ポリ袋
- ・洗面用具、使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、携帯トイレ

発災時の皆さんの行動

生命維持： 自分・家族・隣近所の生命の安全確保を最優先する

出火防止： 火器を消火し、ガスの元栓を占め、電源を落とす。消火器を使用。

初期消火： 出火初期に、消火器及び消火栓よりの放水で行う。

救出・救護： 倒壊建物に閉じ込められた人を救出し、怪我をした人の救護をする。

安否連絡： 自身の安全が確保できた場合は、安否カードを掲出し在宅避難する。
組長が安否確認をおこないます。

避難： 在宅避難が安全とは見做せない場合は、ガスの元栓を占め、電源（ブレーカー）を落とし、非常持ち出し品を持ち、戸締りし、安否カードを掲出して『いつとき避難場所』へ避難する。皆さんの『いつとき避難場所』は連合自治会館及び宮古公園・新橋地域ケアプラザです。

防災拠点への避難： 『いつとき避難場所』にて安全確保・状況把握に努め、要有れば防災拠点に避難する。防災拠点に入れない場合は新橋コミュニティハウス他へ避難

福祉避難所への避難： 保健師などにより防災拠点での避難生活が難しいと判断された方は、福祉避難所に避難します。皆さんの福祉避難所は『新橋ホーム』及び『新橋地域ケアプラザ』です。